

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年3月17日

【会社名】 オーストラリア・ニュージーランド銀行
(Australia and New Zealand Banking Group Limited)
(Australian Business Number 11 005 357 522)

【代表者の役職氏名】 グループ財務責任者 (Group Treasurer)
リック・モスカティ (Rick Moscati)

【本店の所在の場所】 オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、
コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルン
(ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands,
Victoria 3008, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸 博善

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー
ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 03-6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸 博善

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー
ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 03-6271-9900

【縦覧に供する場所】 該当なし

1 【提出理由】

オーストラリア・ニュージーランド銀行（以下「ANZ」という。）は、2015年3月5日、全額払込済強制転換永久劣後社債の募集を開始し、完了した旨を発表いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(注1) 本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「ドル」とはオーストラリア連邦の法定通貨を指す。本書において便宜上記載されている日本円金額は、1ドル=94.47円の為替レート（2015年3月12日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場）により換算されている。

(注2) 本書に使用されている用語は、オーストラリア証券投資委員会に提出されたニュージーランド支店を通じて行為するANZによる全額払込済強制転換永久劣後社債募集に関する2015年2月5日付の目論見書（以下「目論見書」という。）においてその対応する英語の用語に与えられた意味を有する。

(1) 有価証券の種類及び銘柄

オーストラリア・ニュージーランド銀行（ANZ）全額払込済強制転換永久劣後社債（以下「ANZキャピタル・ノート3」または「本社債」という。）

(2) 本社債に関する事項

() 発行価格

1 本社債につき、額面金額100ドル（9,447円相当額）

() 発行価額の総額

970,179,100ドル（約916億5,282万円相当額）

() 券面額の総額

970,179,100ドル（約916億5,282万円相当額）

() 利率

分配は、本社債に関する現金支払いであり、本社債がすべて転換、償還または償却されるまで、半年ごとに支払われる予定である。

分配率は、以下の計算式に従って計算される。

分配率 = (銀行手形レート + マージン) × (1 - 法人税率)

ただし、

銀行手形レートは、分配期間の最初の営業日における銀行手形レートである。

マージンは、ブックビルディングに基づき決定された、年3.6%である。

法人税率は、関連する分配支払日現在のANZの課税済勘定（franking account）に適用されるオーストラリアの法人税率である。

分配は必ずしも支払われるとは限らない。支払は() ANZの完全な裁量、および() 関連する分配支払日において支払条件が存在しないことを条件とする。

() 償還期限

本社債は永久債である。本社債が交換（転換または償還により）されない場合、本社債は無期限に発行済となる。本社債権者は交換を要請または要求する権利を持たない。

交換とは、本社債の要項に従った、本社債の転換、償還または転売のいずれかを意味する。(i) 2023年3月24日に、() 税務事由が発生した場合、または() 規制事由が発生した場合、APRAの事前の書面による承認および一定の条件の下で、ANZは発行済の本社債の全部または一部を交換することを選択できる。

「税務事由」は、発行日以後に（かつ発行日時点でANZによりその発生が予想されていない）オーストラリアもしくはニュージーランドの税法またはオーストラリアもしくはニュージーランド国内の課税に影響を与える行政上の宣告もしくは決定の変更の結果、(i) ANZが発行済の本社債に関連して、いずれかの関連のある法域（オーストラリア以外）の法により要求される控除について追加支払を行う必要があるもしくははわずかとは言えない不利な税効果にさらされる可能性がある、または() 分配が課税の目的で、課税済の配当または分配ではなくなる可能性がある、というANZの取締役が受け入れられないと判断するわずかではないリスクがある旨の専門家による助言をANZが受領したときに概して発生する。

「規制事由」は、発行日以後にオーストラリア国内の法令もしくはAPRAの声明の変更の結果（それぞれ「規制変更」という。）、本社債に関連してANZに対して、(i) 取締役が受け入れられないと決定する、または() 取締役が、規制変更の結果、ANZはすべての本社債を追加的Tier 1資本として扱う権利を有さないもしくは今後有しないと決定する、

追加的な要件が課される可能性がある旨の法律上の助言をANZが受領したとき（かつ発行日にANZによりその発生が予想されていない場合）に概して発生する。。

() 本社債の目的となる株式の種類及び数

ある特定の状況で、ANZは本社債をANZの普通株式に転換しなければならない。

本社債が転換される場合、本社債権者は1本社債につき、以下の数式を用いて計算される数と等しい数の普通株式を受領する（ただし、転換される数は最大転換数を超えないものとする）。

額面金額（すなわち100ドル）

99% x 出来高加重平均価格

本社債権者が所有する本社債は、それ以前に交換されていない場合、2025年3月24日にANZ普通株式に転換される。ただし、一定の条件が満たされる場合に限られる。この強制転換により本社債権者が受領する普通株式の数は、最大転換数を超えないものとする。

最大転換数とは、以下の計算式を用いて決定される。

$$\text{最大転換数} = \frac{\text{額面金額}}{\text{発行日の出来高加重平均価格} \times \text{関連数}}$$

関連数とは、

() 転換が強制転換日（いずれの場合も強制転換条件が満たされた(a) 2025年3月24日（以下「予定強制転換日」という。）および(b) 予定強制転換日より後の最初の分配支払日（以下「その後の転換日」という。））、（以下、それぞれを「関連日」という。）のいずれか早い方を意味する。）に起きる場合は0.5、および

() 転換がそれ以外の日に起きる場合は、0.2、
を意味する。

() 本社債の総数

9,701,791

() 本社債の転換に際して払い込むべき金額

該当なし

() 転換期間

上記()および下記() 参照。

() 転換の条件

2025年3月24日（強制転換条件がその日に満足された場合）または強制転換条件が満たされたその日より後の最初の分配支払日に、ANZはその時点で発行済の本社債すべてを普通株式に転換しなければならない。

各関連日に関する強制転換条件とは、

- 第1の強制転換条件：可能性のある強制転換日（同日を含まない。）の25営業日前の日（または、かかる25営業日前の日に普通株式の取引がない場合は、普通株式の取引が行われるかかる25営業日前の日直前の最初の営業日）の出来高加重平均価格が、発行日の出来高加重平均の56.00%を上回る場合。

- 第2の強制転換条件：可能性のある強制転換日（同日を含まない。）より前に普通株式の取引が行われる20営業日の期間（第2検査期間）中の出来高加重平均価格が発行日の出来高加重平均価格の50.51%を上回る場合。

- 第3の強制転換条件：可能性のある強制転換日に関して上場廃止事由が適用されない場合。

上場廃止事由とは、ある日について、以下を意味する：(a) 普通株式が当該日または当該日前にASXでの上場または取引の許可を中止された（および、中止が当該日より前に発生した場合、普通株式が当該日に継続して上場されていないまたは取引を許可されていない場合）、または(b) ASXにおける普通株式の取引が、() 当該日の前少なくとも5連続営業日、および() 当該日、を含む連続した期間、一時停止されている、または(c) 不能事由が存在する。不能事由とはANZが適用ある法または裁判所の命令もしくは政府機関の法的措置（支払不能、清算またはその他ANZの外部管理を含む。）により、またはその他の理由により、本社債の転換ができないようにされていることを意味する。

() 本社債の転換による株式発行の際の資本組入額

100%

() 本社債の譲渡に関する事項

本社債権者は、() ASX決済運用規則に基づき、本社債がASX Settlement Pty Limited が運営するクリアリング・ハウス・エレクトロニック・サブレジスター・システム（CHESS）に預託されている間、および() (イ) 会社法が認めるその他のコンピュータ化されたもしくは電子システムに基づく正式な譲渡により、または(ロ) 適用ある法に基づく市場性のある証券の正式または十分な譲渡証書により、その他いつでも、本社債を譲渡することができる。

(3) 発行方法

募集期間は、2015年2月5日に開始し、() ANZ証券保有者募集および一般投資家募集に関しては2015年2月26日に、() 証券仲介会社募集および機関投資家募集に関しては2015年3月4日に終了した。一般募集。以下から成る。

- ・ ANZ証券保有者募集は、オーストラリア居住の適格なANZ普通株式、2009年12月(CPS2)および2011年9月(CPS3)にANZが発行した転換優先株式、2013年8月に発行されたANZキャピタル・ノート1および2014年3月に発行されたANZキャピタル・ノート2または2012年3月に発行されたANZ劣後社債の保有者を対象とする優先募集である。
- ・ 一般投資家募集は、オーストラリアの居住者である一般人メンバーを対象とする。
- ・ 証券仲介会社募集は、証券仲介会社募集を通じて参加を勧誘されたシンジケート・ブローカーのリテール顧客を対象とする。
- ・ 機関投資家募集は、機関投資家募集を通じてブックビルディングでANZキャピタル・ノート3に入札するために、ANZ Securities Limitedにより勧誘されている一定の法人投資家を対象とする。

(4) 引受人の名称

共同主幹事会社	ANZ Securities Limited Citigroup Global Markets Australia Pty Ltd Commonwealth Bank of Australia Goldman Sachs Australia Pty Ltd J.P. Morgan Australia Limited Morgans Financial Limited Morgan Stanley Australia Securities Limited UBS AG, Australia Branch
副幹事会社	Bell Potter Securities Limited JBWere Limited Ord Minnett Limited
オンライン幹事会社	ETRADE Australia Securities Limited

(5) 募集を行う地域

オーストラリア。一定の場合、ANZキャピタル・ノート3は当該管轄地の法に従い(かつ目論見書に記載の海外販売制限に従い)かかる募集が行われるオーストラリア以外の管轄地において募集することができる。ANZキャピタル・ノート3もしくは本募集を登録もしくは適格にするための行為はなされておらず、またはその他オーストラリア国外でANZキャピタル・ノート3の公募を許可するための行為はなされていない。ANZキャピタル・ノート3の募集は日本において行われない。

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

- (a) 提出会社が取得する手取金の総額
約9億5,700万ドル(取引コスト控除後)(取引コストの最終金額により、減少する可能性がある。)(約904億779万円相当額)
- (b) 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
ANZキャピタル・ノート3は、ANZの継続的な資本管理戦略の一環として募集されるものである。ANZは募集の手取金を受領後すぐに一般事業目的に使用する予定である。

(7) 新規発行年月日

2015年3月5日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

オーストラリア証券取引所(ASX)

(9) 資本金(2015年2月28日現在(直近日))

普通株式

発行済株式数: 2,765,980,222株

資本金の額: 24,415,248,588ドル(2兆3,065億853万円相当額)